

平成30年5月9日

平成30年第2回春日井市議会臨時会
附属資料

第52号議案

春日井市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

- 1 地方税法の一部改正（平成30年法律第3号。平成30年4月1日等施行）等に
伴い、次のとおり規定を整備するもの
 - (1) 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置につ
いて、規定を整備するもの（附則第10条の2関係）
 - (2) 特定市街化区域農地の所有者等が当該農地を転用して新築した一定の貸家
住宅及びその敷地に係る固定資産税の減額措置の廃止に伴い、当該手続に係
る規定を削除するもの（附則第10条の3関係）
 - (3) 高齢者、障害者等の利用上の利便性及び安全性の向上を目的とした一定の
改修工事が行われた実演芸術公演施設に係る固定資産税及び都市計画税の減
額措置の創設に伴い、当該手続に係る規定を設けるもの
（附則第10条の3、附則第19条の2関係）
 - (4) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置等を平成32年度まで
継続するもの
（附則第11条—第13条、附則第13条の3、附則第19条、附則第20条—第21条、
附則第23条関係）
- 2 施行日 平成30年4月1日

第53号議案

春日井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

- 1 地方税法施行令の一部改正（平成30年政令第125号。平成30年4月1日等施行）
に伴い、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の5割減額及び
2割減額の対象となる所得の基準を次のとおり改めるもの（第21条関係）
 - (1) 5割減額 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者
及び特定同一世帯所属者（後期高齢者医療制度に移行することにより被保険者
の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一
の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき275,000円（改正前
270,000円）を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者
 - (2) 2割減額 総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者
及び特定同一世帯所属者1人につき500,000円（改正前 490,000円）を加算し
た金額を超えない世帯に係る納税義務者
- 2 施行日 平成30年4月1日